

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 ⑨

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

バンク・エー・アイ・ジー証券会社

【住所又は本店所在地】(3)

日本における代表者 ナイジェル・ペントラン

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

【報告義務発生日】(4)

平成17年10月28日

【提出日】

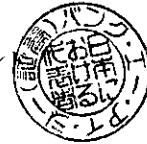
平成17年11月2日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2

【提出形態】(5)

連名



第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社ヒューネット
会社コード	8836
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
本店所在地	東京都北区王子2丁目20番7号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	バンク エー・アイ・ジー、ロンドン支店 (Banque AIG, London Branch)
住所又は本店所在地	One Curzon Street 5th Floor London W1J5RT England
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

該当事項はありません。

③ 【法人の場合】

設立年月日	1997年3月26日
代表者氏名	デイビッド・ベハン (David Behan)
代表者役職	マネージング・ディレクター (Managing Director)
事業内容	銀行業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 バンク・エー・アイ・ジー証券会社 業務部 関谷 明子
電話番号	03-3276-8551

(2) 【保有目的】 (9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	559,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 559,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 559,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月28日現在)	S 134,436,868
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S) x 100)	0.42%

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.42%
-----------------------------	-------

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

該当事項はありません。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

2005 年 7 月 28 日付で消費貸借契約により 559,000 株をインターナショナル・インベストメント・カンパニー (パーミューダ) リミティッドに貸付を行った。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	0 (千円)
上記 (V) の内訳	借株 (559,000)
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0 (千円)

② 【借入金の内訳】

該当事項はありません。

③ 【借入先の名称等】

該当事項はありません。

2 【提出者（大量保有者）／2】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（投資会社）
氏名又は名称	インターナショナル・インベストメント・カンパニー（バーミューダ）リミティッド [International Investment Company (Bermuda) Limited]
住所又は本店所在地	c/o AIG Financial Products Corp. 50 Danbury Road, Wilton Connecticut 06897-4444
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

該当事項はありません。

③ 【法人の場合】

設立年月日	1994年4月4日
代表者氏名	ジョセフ・カッサーノ（Joseph Cassano）
代表者役職	社長兼最高責任者（President and CEO）
事業内容	投資業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 バンク・エー・アイ・ジー証券会社 業務部 関谷 明子
電話番号	03-3276-8551

(2) 【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	559,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	13,087,248	—
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K

対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	13,646,248	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	13,646,248	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	13,087,248	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 10 月 28 日現在)	S	134,436,868
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		9.25 %
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		10.70 %

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
2005 年 8 月 29 日	普通株券	182,000	処分	167 円
2005 年 8 月 30 日	普通株券	236,000	処分	166 円
2005 年 8 月 31 日	普通株券	97,000	処分	166 円
2005 年 9 月 1 日	新株予約権付社債券	805,369	処分(権利行使)	149 円
2005 年 9 月 1 日	普通株券	805,000	取得	149 円
2005 年 9 月 1 日	普通株券	300,000	処分	164 円
2005 年 9 月 2 日	新株予約権付社債券	201,342	処分(権利行使)	149 円
2005 年 9 月 2 日	普通株券	201,000	取得	149 円
2005 年 9 月 2 日	普通株券	100,000	処分	163 円
2005 年 9 月 5 日	新株予約権付社債券	134,228	処分(権利行使)	149 円
2005 年 9 月 5 日	普通株券	134,000	取得	149 円
2005 年 9 月 5 日	普通株券	150,000	処分	165 円
2005 年 9 月 6 日	新株予約権付社債券	201,342	処分(権利行使)	149 円
2005 年 9 月 6 日	普通株券	201,000	取得	149 円
2005 年 9 月 6 日	普通株券	300,000	処分	167 円
2005 年 9 月 7 日	新株予約権付社債券	335,570	処分(権利行使)	149 円

2005年9月7日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月7日	普通株券	288,000	処分	166円
2005年9月8日	新株予約権付社債券	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月8日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月8日	普通株券	200,000	処分	165円
2005年9月9日	新株予約権付社債券	201,342	処分(権利行使)	149円
2005年9月9日	普通株券	201,000	取得	149円
2005年9月9日	普通株券	200,000	処分	165円
2005年9月12日	新株予約権付社債券	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月12日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月12日	普通株券	400,000	処分	166円
2005年9月13日	新株予約権付社債券	268,456	処分(権利行使)	149円
2005年9月13日	普通株券	268,000	取得	149円
2005年9月13日	普通株券	400,000	処分	164円
2005年9月14日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月14日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月14日	普通株券	200,000	処分	165円
2005年9月15日	新株予約権付社債	872,482	処分(権利行使)	149円
2005年9月15日	普通株券	871,000	取得	149円
2005年9月15日	普通株券	800,000	処分	169円
2005年9月16日	新株予約権付社債	1,006,710	処分(権利行使)	149円
2005年9月16日	普通株券	1,006,000	取得	149円
2005年9月16日	普通株券	1,200,000	処分	173円
2005年9月20日	新株予約権付社債	1,342,280	処分(権利行使)	149円
2005年9月20日	普通株券	1,342,000	取得	149円
2005年9月20日	普通株券	1,342,000	処分	177円
2005年9月21日	新株予約権付社債	1,342,280	処分(権利行使)	149円
2005年9月21日	普通株券	1,342,000	取得	149円
2005年9月21日	普通株券	1,342,000	処分	174円

2005年9月22日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年9月22日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年9月22日	普通株券	143,000	処分	168円
2005年9月26日	普通株券	350,000	処分	169円
2005年9月27日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月27日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月27日	普通株券	316,000	処分	168円
2005年9月28日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月28日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月28日	普通株券	400,000	処分	166円
2005年9月29日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月29日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月29日	普通株券	340,000	処分	165円
2005年9月30日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年9月30日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年9月30日	普通株券	109,000	処分	165円
2005年10月3日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月3日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月3日	普通株券	500,000	処分	165円
2005年10月4日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月4日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月4日	普通株券	500,000	処分	166円
2005年10月5日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月5日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月5日	普通株券	300,000	処分	167円
2005年10月6日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月6日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月6日	普通株券	300,000	処分	165円
2005年10月7日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円

2005年10月7日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月7日	普通株券	300,000	処分	164円
2005年10月11日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月11日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月11日	普通株券	400,000	処分	164円
2005年10月12日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年10月12日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年10月12日	普通株券	500,000	処分	164円
2005年10月17日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年10月17日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年10月17日	普通株券	500,000	処分	175円
2005年10月18日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年10月18日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年10月18日	普通株券	205,000	処分	171円
2005年10月21日	普通株券	200,000	処分	164円
2005年10月24日	普通株券	300,000	処分	165円
2005年10月25日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年10月25日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年10月25日	普通株券	500,000	処分	164円
2005年10月26日	新株予約権付社債	335,570	処分(権利行使)	149円
2005年10月26日	普通株券	335,000	取得	149円
2005年10月26日	普通株券	500,000	処分	165円
2005年10月27日	新株予約権付社債	671,140	処分(権利行使)	149円
2005年10月27日	普通株券	671,000	取得	149円
2005年10月27日	普通株券	1,153,000	処分	168円
2005年10月28日	新株予約権付社債	1,006,711	処分(権利行使)	149円
2005年10月28日	普通株券	1,006,000	取得	149円
2005年10月28日	普通株券	987,000	処分	166円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

2005年7月28日付けで貸借取引契約により559,000株をバンク エー・アイ・ジー、ロンドン支店より借株を行った。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	2,033,290 千円
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	借株 (559,000)
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,033,290 千円

② 【借入金の内訳】

該当事項はありません。

③ 【借入先の名称等】

該当事項はありません。

第3 【共同保有者に関する事項】(14)

該当事項はありません。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1 【提出者及び共同保有者】(18) バンク エー・アイ・ジー、 ロンドン支店
 (Banque AIG, London Branch)
 インターナショナル・インベストメント・カンパニー (バーミューダ) リミテッド
 (International Investment Company (Bermuda) Limited)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	1,118,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 13,087,248	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M 14,205,248	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 14,205,248		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R 13,087,248		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月28日現在)	S 134,436,868
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)	9.63%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	11.08%

(翻訳)

2005年6月27日

委任状

本委任状により、5th Floor, One Curzon Street, London W1J 5RT 所在のロンドン支店を通じて行動し、かつ、下記署名者により適法に代表されるバンク エーアイジー (「Banque AIG」) は、ナイジェル ペントランド、ジュン カワムラ及びバンク・エー・アイ・ジー証券会社 (それぞれ「代理人」) を、株式会社ヒューネットが2005年7月19日に発行する2009年7月17日満期5,000,000,000円ユーロ円建無担保新株予約権付社債 (「本社債」) に関して必要とされる、関連書類の締結及び署名、交付、保管その他必要な管理事務の準備及び実施、並びに、その他の全ての行為及び事項の実施及び本社債に関して必要又は有用であると代理人が考える書類又は行為の締結・交付及び実施を行うことを目的として、当社の代理として当社名で行為するための、及び、当該目的のために他の代理人を選任するための完全な能力及び権限を有する真正かつ適法な代理人として、ここに任命、選任及び授権する。Banque AIG は、各代理人の本委任状により各自に授与された権限に基づく行為又は行為の表明の全てにつき、本書をもって承認・確認し、かつ、承認・確認することに同意する。

バンク エー・アイ・ジー、ロンドン支店

調印

27 June 2005


Authorised and regulated by the FSA

POWER OF ATTORNEY

By this Power of Attorney, Banque AIG, acting through its London Branch, located at 5th Floor, One Curzon Street, London W1J 5RT ("**Banque AIG**") and lawfully represented by the undersigned, hereby constitutes, appoints and empowers each of Nigel Pentland, Jun Kawamura and Banque AIG Shouken Kaisha as its true and lawful attorney (each, an *Attorney*) with full power and authority to act on its behalf and in its name and to appoint any substitute attorney so to act to enter into and execute any document required or necessary to arrange, organize or facilitate the delivery, custody or any other administrative action requisite or necessary in connection with the JPY 5,000,000,000 Euro Yen Unsecured Convertible Bonds with Stock Acquisition Rights due 17 July 2009 (the "**Bonds**") to be issued on or about 19 July 2005 by Hunet Inc. and to do all other acts and things and to execute and deliver all such documents or take such action which such Attorney considers necessary or expedient in connection with the Bonds. Banque AIG hereby ratifies and confirms, and agrees to ratify and confirm, whatever each Attorney shall do or purport to do by virtue of the powers vested in him or it by this Power of Attorney.

Banque AIG, London Branch

By:


Authorized Signatory

委任状

平成17年7月21日

c/o AIG Financial Products Corp.,
50 Danbury Road, Wilton,
Connecticut, 06897-4444, U.S.A.

インターナショナル・インベストメント・カンパニー
(バミューダ) リミテッド
International Investment Company (Bermuda) Limited


Authorized Signatory

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地

東京都千代田区大手町2丁目2-2アーバンネット大手町ビル14階
〒100-0004

2. 代理人の氏名又は名称

バンク・イー・アイ・ジー証券会社

以上